

下関市告示第70号
令和8年(2026年)2月4日

下関市大字内日上の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号、以下「準則」という。）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したため、同項の規定により下記のとおり公告する。

下関市長 前田 晋太郎

1. 土地の所在・地番

下関市大字内日上字瀬戸11639

下関市大字内日上字瀬戸11640

2. 筆界案を確認することができる場所

下関市南部町1番1号

下関市役所 東棟3階 都市計画課地籍調査係

3. 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4. 筆界案の作成者

下関市

5. 公告期間

令和8年2月4日（水）から

令和8年2月24日（火）まで 20日間

6. 筆界案の確認及び意見の申し出について

筆界案の確認及び意見の申し出は、上記5の期間内の午前8時30分か

令和8年2月24日（火）まで

ら午後5時15分までを行うこととする。ただし、下関市の休日を定める条例（平成17年2月13日条例第2号）第1条第1項及び第2項に定める日は除く。

上記5の期間内に意見の申し出がないときは、準則第30条第5項の規定に基づき調査を行う。

以上